

茨城県

# 労働委員会だより

vol.53

令和3年  
(2021年)  
3月

Ibaraki Prefectural Labor Relations Commission News



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。

労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので御活用ください。

「茨城県立歴史館のイチョウ」

撮影：安田 仁四

(茨城県労働委員会委員)

主

な

内

容

- 第47期茨城県労働委員会委員紹介…………… 2
- 新任委員の横顔…………… 3
- 労使紛争解決サービス（あっせん）…………… 3
- 随想…………… 4～7

- 令和2年労働委員会の活動状況…………… 8～9
- 茨城県労働委員会委員研修会開催…………… 10
- 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会実施… 10

# 第47期茨城県労働委員会委員紹介

会長に木島千華夫氏、会長代理に亀田哲也氏を選出

令和2年12月1日付けで、第47期委員が任命されました。

◎印は会長、○印は会長代理

区分	氏名	現職（前職）	備考
公益委員	◎木島千華夫	弁護士	再任5期
	○亀田哲也	弁護士	再任2期
	吉田勉	常磐大学総合政策学部教授	再任2期
	石川和宏	(元茨城県労働委員会事務局長)	新任
	後藤玲子	茨城大学人文社会科学部教授	新任
労働者委員	内山裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	再任3期
	赤澤義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	再任4期
	吉田豊	茨城県教職員組合顧問	再任3期
	高木英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	再任3期
	菅原康弘	茨城交通労働組合執行委員長	新任
使用者委員	安田仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	再任5期
	澤畑慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	再任3期
	曾根徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO 兼日立事業所事業所長	再任3期
	生井義雄	(株)カスミ常勤監査役	再任2期
	吉原祐二	(株)ケースホールディングス取締役 上席執行役員管理本部長	新任

## 労働委員会は 公・労・使 の三者構成です

労使紛争の解決には中立・公平であることが一番大切であるため、このようなしくみになっています。

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。茨城県労働委員会は、15人の委員で構成されています。

### 労働者委員

労働組合の役員など

労働者側の事情を  
的確に把握

### 公益委員

弁護士、大学教授など

公平な第三者的立場

### 使用者委員

会社の役員など

使用者側の事情を  
的確に把握

## 新任委員の横顔



石川 和宏

(趣味) 美術館巡り

(抱負) 県内の労使関係の健全な発展に寄与できるよう、これまでの経験などを活かして労働委員会委員としての務めを果たしてまいりたいと思います。



後藤 玲子

(趣味) 読書、家族旅行

(抱負) 茨城県内の労使関係がより良いものになるよう、労使双方の意見に耳を傾け、労使の委員と力を合わせて精一杯尽力していきたいと思います。



菅原 康弘

(趣味) 草野球

(抱負) 県内の健全な労使関係の発展のため、労働者委員としての立場から、労使紛争の適正な解決に向けて努力してまいります。



吉原 祐二

(趣味) モータースポーツ観戦

(抱負) 楽しく働くためには、やはり「人間関係」だと思います。熱意があっても、やりがいがあっても、「人間関係」が悪いと楽しくありません。人間関係、労使関係を上手く築きながら楽しく働き続けられる職場がより多くなるよう努力してまいります。

### ●●労使紛争解決サービス●●

#### 労働者と使用者間のトラブル！「あっせん」で解決を支援します

茨城県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労働関係のトラブルが起きたときに、話し合いで解決できるよう「あっせん」を行っています。

労働問題の専門家である経験豊富なあっせん員が、労働者と使用者双方の主張を確かめて、話し合いによりトラブルが解決されるよう支援します。

県内の事業所の労働者、使用者どちらからでも申請できます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非、御利用ください。

○あっせん員………公益代表（弁護士や大学教授など）、労働者代表（労働組合の役員など）、使用者代表（会社役員など）の公労使各側1名による三者構成です。

○対象となる事例…◇解雇されたが、納得がいかない。撤回してほしい。

◇社員に配置転換を命じたが、理由もなく拒否されてしまった。

（裁判所で係争中の紛争や、労働基準法等関係法令違反に係る紛争などは対象外です。）

◎まずは、電話等でお気軽にお問合せください。

茨城県労働委員会事務局（総務調整課）

TEL 029-301-5563

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

## 震災からコロナまで

前公益委員 山本 圭子



この度、5期10年の任期を満了して公益委員を退任致しました。在任中にお世話になりました委員の皆様、事務局の皆様にはこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、平成22（2010）年12月に公益委員に就任させていただいて間もない翌23（2011）年3月11日の東日本大震災により、茨城県も大きな被害に見舞われました。通信網の混乱から事務局との電話連絡も途絶え、ようやく連絡がとれた際に、職員の中には、未だ帰宅がかなわない方もいらっしゃいました。知事が先頭に立たれて、県をあげての災害対応に身近に接し、公務員の皆様が県民の生活を大いに支えていることを実感したものです。

震災後は、しばし公益委員会議も総会も、開催ができない状況となりました。未曾有といわれる災害からスタートした委員生活でしたが、しばらくは震災の影響を感じさせる相談や事件が多かった記憶があります。

その後も、県下は2度にわたり大きな水害に見舞われました。災害発生時の連合茨城様や茨城県経営者協会様の迅速なご対応は目を見張るものがありました。組織をあげ、全国的な連携により、長期間にわたって復興を支えてこられたことに頭が下がります。委員活動を通じて、労働組合幹部の皆様や経営者団体の皆様と親しく交流させていただいたことは、私にとっても財産であり、有り難く存じております。

公益委員として5期、労働法の研究者としての経験が、多少なりともお役に立ったかは自信がありません。在任中に印象の残ったことをいくつかあげておきましょう。

ひとつは、県下の著名企業において発生したY事件の和解とりまとめです。事件当初から、労働者委員、使用者委員の方が、委員会外でも労組及び使用者側に接触して情報収集をし、信頼を得て説得を試み、和解の道筋をつけてくださいました。三者構成のありがたみをしみじみ感じました。最終的に和解が整ったのは御用納めの12月28日の晩でした。

ふたつめは茨城大学での出前授業の実施です。子どもの頃から遊び場にしていた茨大で、労使委員と職員の方とで、労働委員会の活動を紹介する機会を得られたことは、よい経験となりました。熱心に受講していただいた学生の皆様にも感謝しております。

県労委で委員に就任するに当たり、当時の中央労働委員会の菅野和夫会長からは、都道府県労委が個別労働紛争に取り組むことの重要性をご指導されました。今に至るまで全労委をあげての取組課題となっております。近年、事務局において、ハラスメントをあっせん対象とする旨の要領の改正をしてくださったことも有り難く存じております。公労使の三者が介在する労委あっせんの優位性を今後とも発揮していただければと存じます。

任期最後の令和2（2020）年は世界的な新型コロナウイルスのパンデミックが発生し、関東ブロック会議や全労委がオンライン開催となりました。コロナウイルスによる人の交流の途絶は、労働者が集って職場の課題を議論をする、労使が交渉するという組合活動の本質を揺るがす事態となっております。労組の中央執行委員会や総会をオンライン開催したり、オンライン団交をするといったところも出てまいりましたが、そういった知恵や工夫の共有は労使にとって今後の課題となるでしょう。

震災からコロナまでという波瀾万丈の委員生活でしたが、皆様には大変お世話になりありがとうございました。茨城県労働委員会に関わられる皆様様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げます。

## 吾輩はケチである

前公益委員 岩間 伸博



私は、自分でもケチであると思う。よく言えば儉約家である。  
家にいれば、電灯をこまめに切る。お湯の使い方にも気を配るし、空調は極力、使用を控えるようにしている。

野菜などの食材は、なるべく使い切るように心がけ、また、スーパーで買い物をすれば、3割引き、4割引きの総菜などについつい手が出てしまう。

着るものは、あまり買う機会もないが、今どきの服装をおしゃれに着こなしている人を見ると、少なからず自己嫌悪を感じることになる。(センスの問題か?)

かつて、高度経済成長期を経てオイルショックに見舞われた時、省エネ・省資源が盛んに言われ、無駄を省き効率的に消費生活を営む生活態度を奨励し、「賢い消費者」がキャッチフレーズのように喧伝されたことがあった。

当時、一担当として消費者行政に携わっていたことから、スーパーなどに出向いて価格調査をしていたことなどが自身の生き方に影響しているのかとも思う。はたまた、貧しくものどかな田舎に生まれ、戦後が終わりテレビがやっと普及しだしたころ、贅沢はおろかレジャーなどとも無縁な環境に育ったこと(これは、功罪相半ばすることもある)によるものとも考えられる。

いずれにしても、自分としては、社会がこれまで高度経済成長期を経て経済合理性と豊かさを追求しつつ進展する中、そのような世相に適合すべく微力を傾け生きてきたつもりである。

そのような私が最近気になることは、むやみに富を求める風潮と富の偏在である。米国では格差の拡大が著しく、僅か1%ほどの超富裕層が国全体の資産の9割を持つとのことである。また、よくある政治や行政に何を期待するかとの調査をすると、多くの場合経済対策、景気対策が最上位に上がっている。

政治や行政に求めるものについては安易な推測はできないが、世の中が目先の利益に行きがちになっていることは随所に見られるところである。

そのような折、だれにも予想しえなかったコロナ禍が世界を覆う事態になった。この1年ほど、感染を抑えるために様々な対策を講じてはいるものの感染の再拡大が抑えられない状態が続いている。

2020年12月時点の世界の感染率は、最も感染者の多い米国が約5%と高く、それに対し日本は0.14%、韓国は0.08%とかなり低いほうである。

そして、世界の感染率の傾向をみると、北米、欧州、中南米が高くなっている。英、仏、伊など欧州各国は3%前後の国が多くみられ、またブラジル、アルゼンチン、コロンビアなどの中南米でも3%前後の国が多い。

このことは、人口の密集度や人の往来の程度が大きく関係することを示していると思われる。また、日本などは、儒教的規律が根底にあるという国民性が、感染率の低さに寄与しているのではないだろうか。

未知のウイルスが瞬く間に世界的に流行したことと気候変動や地球温暖化と関係があるかどうかはわからないが、斯くも発展した生産活動や人の移動の急拡大が地球にダメージを与え、人間社会の持続可能性が問われている折、コロナ後の新たな生活様式とともに、経済規模の飽くなき拡大ではない、人間らしい生活の質の向上といった価値を主眼とすべき時が来ているように思う。

## 任期6年間を振り返って

前労働者委員 山本 勇



平成26年12月より令和2年11月末まで、労働委員会委員として携わらせていただきましたが、この度、内規に於ける任期満了に伴い、退任ということになりました。在任中は、たくさんの方々からご指南いただき、感謝の気持ちでいっぱいです。携わった案件も当初は「賃金・一時金の未払い・不払い・遅延、金額に関する不満」など、直接的な内容が多かったのですが、段々とハラスメント関係に伴う解雇・雇止め・労働条件の引き下げ、といった現代ならではの事件が増えてきました。

もっと昔へ遡ると昭和の時代は、春闘で労働組合と会社側が揉み合いとなり、ストライキを慣行された状態から、最終的に労働委員会が調停することで決着するのがセオリーだったそうです。歴史の流れと共に労働委員会の位置付けは様変わりしている部分もありますが、自分が携わらせて頂いた中で感じたことを、最後に述べさせていただきます。

そもそも労働委員会は「労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図ることを目的として、労働組合法に基づき設置された機関」であり、「労働組合法及び労働関係調整法等に基づき、労働組合と使用者との間の集団的（若しくは個別の）労使紛争を簡易迅速にかつ的確に解決すること」を目的としていますが、その具体的な任務として労働委員会委員が、どんなことに携わっているのか、実際知らない方が多いのではないのでしょうか。

まず労働委員会委員は年中、労働問題の解決に直接関与してはおりません。例えば街の消防士と近いものがあるのですが、彼らも常に消火活動へ従事しているわけではなく、地域や学校へ赴き、火災を発生させないようにする啓蒙活動、現場で迅速に動くための体力づくり・効率的に消火活動するための知識習得といった自己研鑽、そういった地道な仕事が主となっていると聞いたことがあります。

労働委員会委員も一つのテーマに沿った研修会・勉強会、ブロック会議を通しての情報交換、スムーズに解決へ至った成功事例の共有、更には一般の方を対象とした労使関係セミナーや、大学で労働法を専攻する学生への出前講座など、様々な社会貢献を通し、自らのスキルアップへ繋げた上で労働相談、あっせんや調停へ臨んでおります。

あえて違いを明確にするなら、消防士は「絶対的な消火活動」が目標であるのに対し、労働委員会は「燃え上がってしまった労側・使側の火種を収束するために、それぞれの主張を公平な立場でヒアリング、お互いの歩み寄りを促しながら自己解決へ導くこと」が目的であります。しかし双方とも「炎の被害が、それ以上拡大しないよう活動推進していく」という根本的な狙いは変わりません。

労働委員会の活動を「火消し」に準えて表現させていただきましたが、やはり労使の関係が燃え上がってトラブルとなる前に、着火しないことが肝要ですし、それが出来るのは労働組合の存在に他ならない、ということになります。これも例えると地域を守る自営消防団のような位置づけなのかもしれません。

今後私は、再び労働組合活動へ専念してまいります。労働委員会委員に就任するときは「これまでの労働組合運動の経験を活かし、労働委員会活動へ邁進していきたい」という決意を、抱負とさせていただきますが、今回退任するにあたって「労働委員会活動の経験を活かし、労働組合活動へ邁進していきたい」と原点に戻る思いを持って、挨拶とさせていただきます。お世話になりました関係者の皆さん、大変ありがとうございました。

## コロナ禍雑感

前使用者委員 小松 美裕



令和2年11月末日をもって使用者委員を退任いたしました。コロナ禍第三波の真最中で、4年半余りお世話になった方々へのご挨拶も十分にできませんでした。本誌面をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

このように新型コロナウイルスの影響は社会・経済のあらゆる分野に及び、働き方もずいぶん変わりがつありますが、この傾向はコロナ禍が収まっても定着し、働き方やオフィスのあり方を変えてしまうのでしょうか。

東京丸の内に本社を置く大企業の管理部門に勤務している知人は、コロナ禍によって在宅勤務がベースとなって実際に出社することがほとんどなくなり、通勤定期券さえも支給されなくなったということです。

またワーケーションの試行や本社機能を地方に移す動きなどもあり、この動きが本当に定着すれば都市部の通勤混雑の緩和や地方の活性化などにつながり、コロナ禍を逆用したプラスの効果だと言えるかもしれませんが、困難が去るとすぐに元通りになるというのが日本人の特性だという見方もあり、楽観視するのは時期尚早と言うべきでしょう。

しかしこれらの施策は大企業や余裕のある企業だからできることであり、圧倒的にはマイナス面ばかりというのは当たり前ですが、特に雇用を維持すべく必死に努力しておられる真面目な中小企業の経営者の方々のご苦勞とご心痛は察するに余りがあります。

さらに気になるのは、新型コロナが影響した解雇・雇い止めや女性の自殺が急増していることです。女性の自殺の急増とコロナ禍との因果関係は客観的に証明できるものではないでしょうが、令和2年6月から11月は連続で前年同月を上回っており（小中高生も同様。本稿作成は令和2年12月）、何らかの関係があるとみる方が自然でしょう。

一人親世帯の貧困の問題も深刻化しつつあると言われています。それでも困窮状況を自ら主張できる人に対しては、救済の手段も見つけやすいでしょうが、声が届かない人や声を上げることさえできない人もいることに注意を払う必要があるでしょう。

医療体制危機の問題は、行政やマスコミによって大々的に報道されていますので、少なくとも問題の所在は明らかになりつつあり、一部対応も進んでいますが、個別の貧窮問題は行政依存だけでは拾いきれない部分はどうしても残り、共同体的対応やボランティア活動などが必要とされるのではないかと思います。「他人の苦痛を軽くしたい」という欲求は、何も医療関係者だけの問題ではないのでしょうか。

コロナ禍が原因で自ら命を絶ったり、育ち盛りの子供が食べるものもろくに食べられない生活を強いられるなどということは、現代の日本においてあってはならないことであり、一人ひとりが（自分自身も含め）周りに関心を持って、どんな小さなことでもできることは躊躇なく実行するという気持ちを持ち続けなければならないと思います。ちょっと意味は違うかもしれませんが、「義を見てせざるは勇無きなり」ということでしょうか。

最後に、司馬遼太郎が著書の中で述べている空海思想の一端を引用し、拙文の締めくくりとしたいと思います。

『貧しいものには物をあたえよ、富める者には法をあたえよ』（『空海の風景』上巻昭和50年10月中央公論社）

令和2年

# 労働委員会の活動状況

令和2年において、労働委員会が取り扱った事件の概況は、次のとおりです。

## 1 取扱事件の概況

区 分	取扱件数	終結件数	繰越件数
調整事件（あっせん）	—	—	—
個別的労使紛争に係るあっせん	2	1	1
公益事業の争議行為予告通知に係る実情調査	19	16	3
不当労働行為事件の審査	4	—	4
労働組合の資格審査	9	6	3
非組合員の範囲の認定及び告示	—	—	—

## 2 活動状況

### (1) 調整事件（あっせん）

令和2年中に調整事件の取扱はありませんでした。

### (2) 個別的労使紛争に係るあっせん

#### ① 取扱件数

個別的労使紛争に係るあっせんの取扱件数は2件でした。内訳は、前年からの繰越しが1件で、新規申請が1件でした。いずれも労働者からの申請でした。

#### ② 終結件数

係属した事件のうち1件は終結し、1件は翌年に繰り越しました。

#### ③ 取扱事件の概要

##### ◇ 令和元年（個）第3号（地方公営企業）（所要日数：56日）

職場内で他職員による嫌がらせを受けたため、職場に対処を求めるも、対応してもらえなかったとして、①加害者の人事異動、②ハラスメントの再発防止、③ハラスメントが生じたことの謝罪及び④解決金の支払いを求め、労働者からあっせんの申請がありました。

あっせんにおいて、使用者が遺憾の意を表し、今後、できうる限りの調査を行い、必要に応じ措置を講じるよう努力すること等を内容とするあっせん案を提示し、労使双方がこれを受諾したため、本事件は終結しました。

##### ◇ 令和2年（個）第1号（医療、福祉）（係属中）

新型コロナウイルス感染症疑いにより休職したため、休業手当を支払うこと及び個人情報を使ったパワーハラスメントを受けたため、謝罪と経済的、精神的、身体的損害に対する損害賠償の支払いを求め、労働者からあっせんの申請がありました。

本件は、翌年に繰り越しました。

### (3) 公益事業の争議行為予告通知に係る実情調査

#### ① 取扱件数

公益事業の争議行為予告通知に係る実情調査の件数は19件で、前年からの繰越しが3件、新規が16件でした。

#### ② 終結件数

係属した19件のうち、14件が自主解決により、2件が調査打ち切りにより、それぞれ終結しました。残り3件は紛争当事者が交渉中のため翌年に繰り越しました。



#### (4) 不当労働行為事件の審査

- ① 取扱件数  
不当労働行為事件の取扱件数は4件でした。内訳は、前年からの繰越しが2件、新規申立てが2件でした。
- ② 終結件数  
終結した事件は、ありませんでした。
- ③ 新規申立事件の概要
  - ◆ 令和2年(不)第1号事件(教育・学習支援業)  
被申立人が、申立人に対し、教員会議で発言の機会を与えなかったこと、職務上の面談を拒否したこと、また、担当授業に関し受講学生へ履修登録を取り消すよう指示する履修妨害を行ったとし、それらが不利益取扱い等の不当労働行為であるとして、令和2年2月13日に救済申立てがあった事件です。
  - ◆ 令和2年(不)第2号事件(電気・ガス業)  
被申立人が、申立人送信の被申立人内の友人への組合加入勧誘のLINEメッセージに被申立人の信用を失墜させる内容があったとして申立人に対し減給の懲戒処分を行ったこと、申立人組合との団体交渉において不誠実な対応を行ったことが、それぞれ、不利益取扱い及び支配介入、不誠実団交の不当労働行為であるとして、令和2年11月16日に救済申立てがあった事件です。
- ④ 繰越係属事件の概要
  - ◆ 平成30年(不)第3号・令和元年(不)第1号事件(生活関連サービス業)  
被申立人が、申立人組合執行委員長及び同組合員からのパワーハラスメント通報への対応を遅延したこと、申立人組合との団体交渉において資料不開示等の不誠実な対応を行ったこと及び併存別組合への活動に関与することで申立人組合への支配介入を行ったことが、それぞれ不利益取扱い、不誠実団交及び支配介入の不当労働行為であるとして、平成30年11月9日及び令和元年11月11日に救済申立てがあった事件です。

#### (5) 労働組合の資格審査

- ① 取扱件数  
労働組合の資格審査の取扱件数は9件でした。内訳は、前年からの繰越しが1件、新規申請が8件でした。  
新規申請事由は、2件が不当労働行為救済申立て、1件が法人登記、5件が労働者委員候補者推薦に係るものでした。
- ② 終結件数  
取り扱った9件のうち、6件が終結し、すべて適合決定しました。

#### (6) 非組合員の範囲の認定及び告示

令和2年中に申出はありませんでした。



## ○茨城県労働委員会 委員研修会開催○



### 講師紹介

早稲田大学名誉教授  
**清水 敏** (しみず さとし) 氏

昭和55年 4月	徳島大学教育学部専任講師
昭和58年 4月	信州大学教育学部助教授
平成 3年 4月	早稲田大学社会科学部助教授
平成 5年 4月	早稲田大学社会科学部教授
平成18年11月	早稲田大学常任理事
平成20年11月	早稲田大学副総長
平成30年 3月	早稲田大学定年退職
(平成21年 4月	群馬県労働委員会会長代理
平成27年 4月	群馬県労働委員会会長 (~現在))

労働委員会委員研修会（主催：茨城県労働委員会）は、労働委員会委員の自己研鑽を目的として、労働問題や労働行政等について各界の専門家から時宜を得た内容の御講演を頂いているもので、昭和59年から毎年開催しております。

今年度は、7月16日に水戸市内において、早稲田大学名誉教授の清水敏氏を講師にお招きし、「不当労働行為制度と公務員法の接点」と題して御講演いただきました。

委員のほか事務局職員や労使団体職員等、30名が出席しました。

清水氏は、労働法を御専門とされ、特に公務員の労働関係について深い学識をお持ちでいらっしゃいます。

また、平成22年から28年まで、文部科学省大学設置審議会委員を務められましたほか、群馬県労働委員会において、平成21年から会

長代理、平成27年からは会長を務めていらっしゃるなど、幅広く御活躍されております。

今回の御講演では、群馬県労働委員会委員（会長）としての貴重な御経験談を交えて、事例や課題についてお話しいただき、講演後は、活発な質疑応答が交わされました。

労使紛争解決に取り組んでいる労働委員会にとって大変参考となり、充実した研修となりました。



## 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を開催しました



茨城県労働委員会では、10月1日（木）鉦田合同庁舎において、15日（木）茨城県庁舎23階労働委員会事務局において、29日（木）土浦合同庁舎において、「個別的労使紛争のあっせんに係る無料労働相談会」を開催しました。

労使紛争を解決してきた労働委員会の委員が、労働問題に関する相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどの様々なアドバイスをを行いました。



茨城県労働委員会だより 第53号 発行日 令和3年3月1日

編集・発行／茨城県労働委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL 029(301)5563 FAX 029(301)5579  
E-mail:roudou@pref.ibaraki.lg.jp URL:http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html